

令和3年度 豊島区路上生活者対策連絡会議 次第

【開催日時】 令和3年12月10日（金）

【開催方法】 書面開催

1. 報告事項

- (1) 路上生活者概数調査及び合同パトロールについて（生活福祉課）
- (2) 自立支援センター実施事業及び東京都事業について（自立促進担当課）
- (3) 国道254号（川越街道）上の集積物処理対応について（国土交通省万世橋出張所）

2. 連絡事項

令和4年度 豊島区合同パトロールについて（生活福祉課）

【資料】

- 資料1 路上生活者概数調査及び合同パトロールについて
- 資料2 自立支援センター実施事業及び東京都事業
- 資料3 国道254号（川越街道）上の集積物処理対応について
- 資料4 令和4年度 豊島区合同パトロールについて
- 資料5 豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱

令和3年度 豊島区路上生活者対策連絡会議

路上生活者概数調査及び合同パトロールについて

令和3年12月10日
保健福祉部生活福祉課

【特別区】令和3年1月 路上生活者概数調査 実施結果（区比較）

東京都が夏と冬の年2回、路上生活者を目視により調査しています。令和3年1月の実施結果では、特別区全体で549人の路上生活者が確認されました。このうち豊島区は51人で、23区内で3番目（前年度は5番目）という結果です。



【特別区】令和3年1月 路上生活者数・増減数（前年同期比）

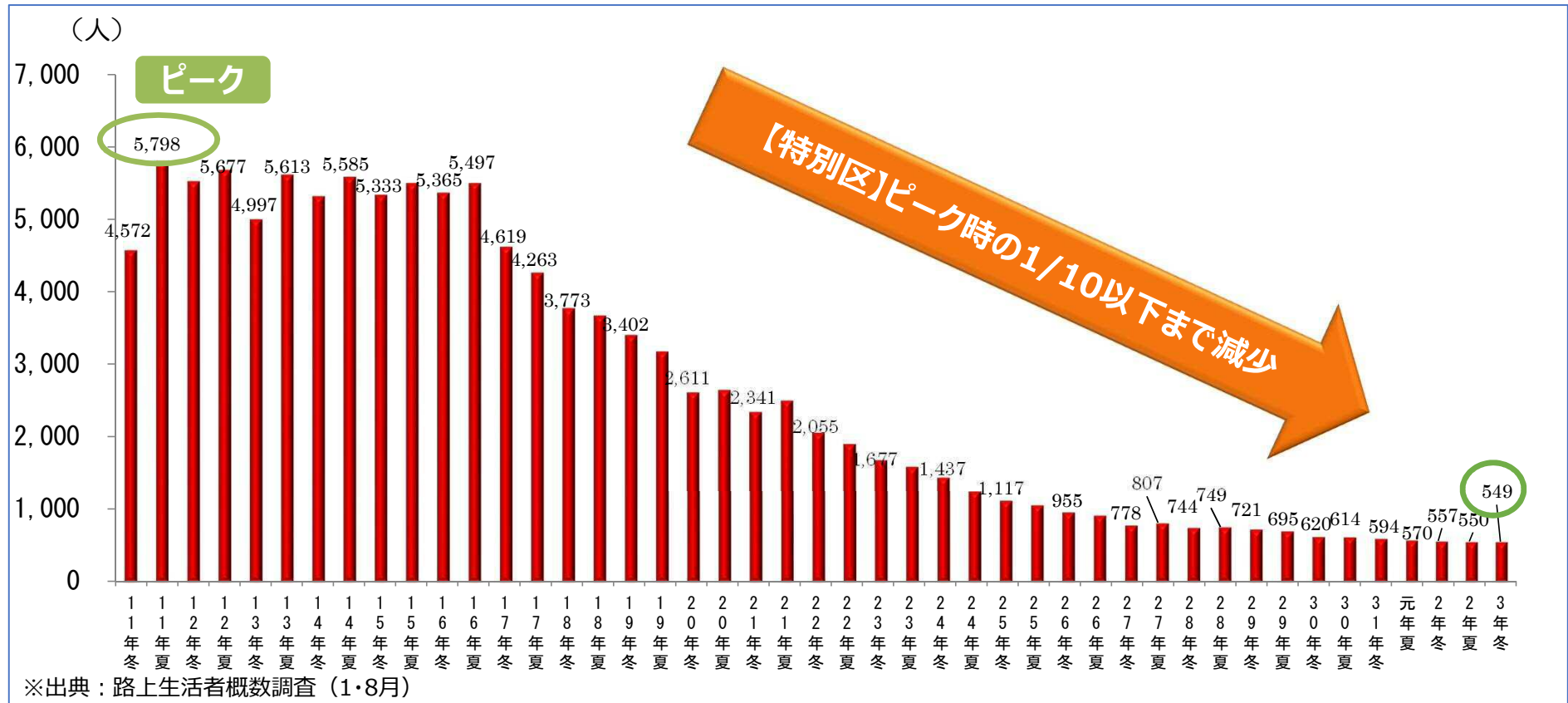
豊島区の路上生活者数は近年減少傾向にありましたが、昨年度から増加に転じ、今年度は3人増となっています。特別区としては、昨年度比較で増加が13区、減少が7区、全体で8人の減少です。

自治体名	令和3年1月	令和2年1月	増減数
千代田区	19	32	▲13
中央区	23	28	▲5
港区	31	18	13
新宿区	115	106	9
文京区	7	5	2
台東区	38	49	▲11
墨田区	48	50	▲2
江東区	32	30	2
品川区	7	9	2
目黒区	4	3	1
大田区	18	16	2
世田谷区	7	6	1

自治体名	令和3年1月	平成2年1月	増減数
渋谷区	77	71	6
中野区	7	9	▲2
杉並区	11	9	2
豊島区	51	48	3
北区	11	11	0
荒川区	0	0	0
板橋区	5	4	1
練馬区	2	2	0
足立区	15	26	▲11
葛飾区	7	13	▲6
江戸川区	14	12	2
合計	549	557	▲8

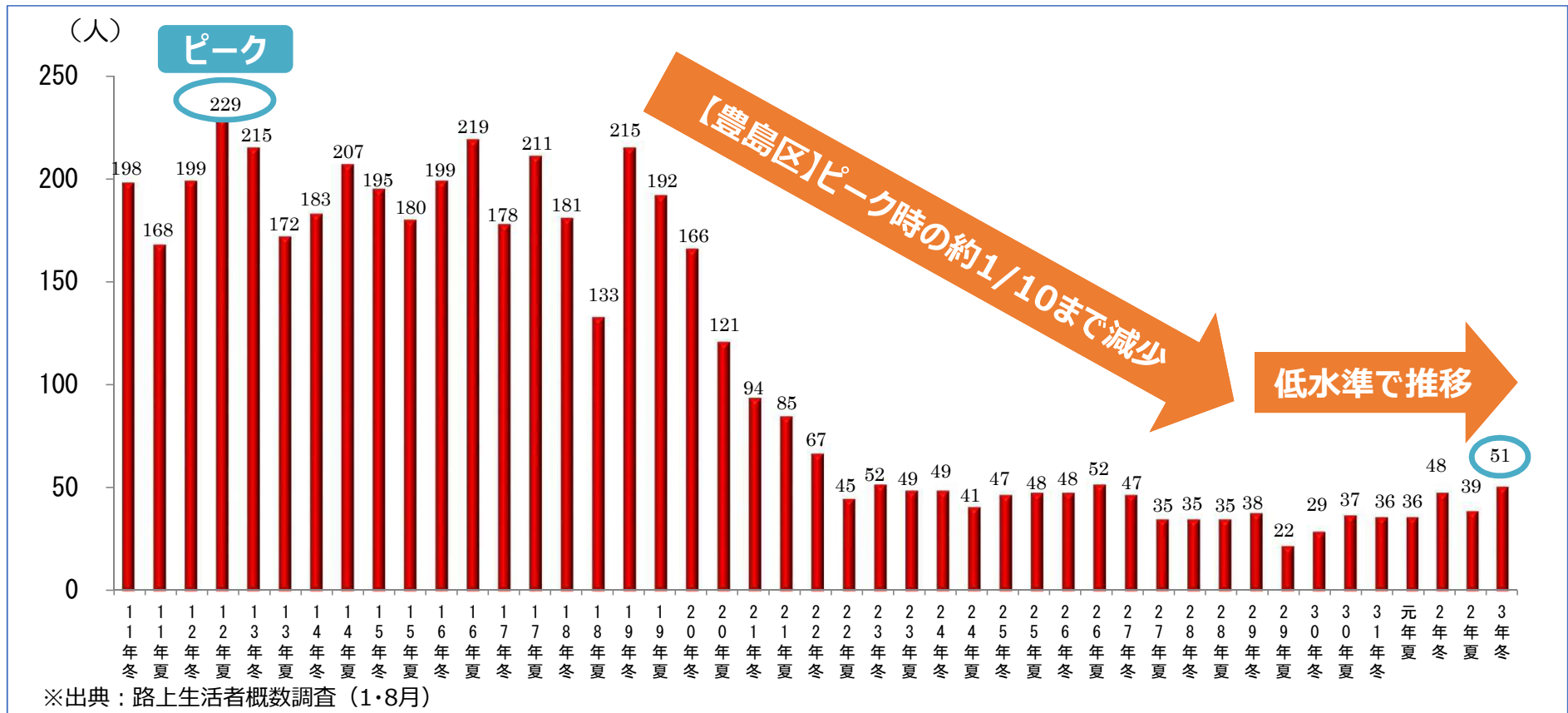
【特別区】路上生活者数の推移

特別区の路上生活者数の長期的な推移では、平成12年のピーク時と比較して1/10以下まで減少しています。





【豊島区】路上生活者数の推移

豊島区の長期的な推移では、平成12年夏の229人をピークに平成19年頃まで路上生活者数の多い状況が続いていましたが、平成20年以降減少が続き、平成29年夏には22人まで減少しました。その後も低い状況で推移しています。



【豊島区・都区共同】路上生活者の自立支援施策

路上生活者の自立支援施策は、豊島区独自事業と都区共同事業の大きく2つに分けられます。

	事業	内容	
豊島区独自	路上生活者対策連絡会議 	毎年、区・警察・消防・鉄道事業者・百貨店・商業施設・公共施設・道路管理者等が委員となり、路上生活者に保護・更生の機会を提供し、清潔な環境づくりを推進するため、情報交換及び団体相互の調整をする	
	合同パトロール	毎月1回（第3火曜日）、池袋警察署、鉄道等の公共施設管理者及び豊島区が合同で池袋駅及びその周辺を巡回し、起居するホームレスに相談来所を呼びかけ	
	応急援護食料支給	東池袋分庁舎において、生活福祉課の開庁時間にクラッカー等を支給	
都区共同	巡回相談事業 	自立支援センター 相談員が巡回して、路上生活者及びそのおそれのある者の状況を把握し、生活・健康・就労その他自立に関する面接相談を実施するアウトリーチ事業	
	緊急一時保護事業		宿泊援護、相談、健康診断、健康回復の支援
	自立支援事業		住民登録、就労支援、借上げアパート等での地域生活移行支援
	地域生活継続支援事業		自立支援事業後、アパート等に居住した者が、地域生活の継続を目的に相談支援
	支援付地域生活移行事業		長期化・高齢化した路上生活者に対し、路上を脱却して安定した居宅生活を送れるよう支援する



【豊島区独自】合同パトロール

合同パトロールは直接路上生活者の方にお声がけをして福祉の相談につなぐ、アウトリーチ型の事業です。
毎月1回、区と関係機関の皆様で池袋駅構内や周辺の公園を巡回しています。

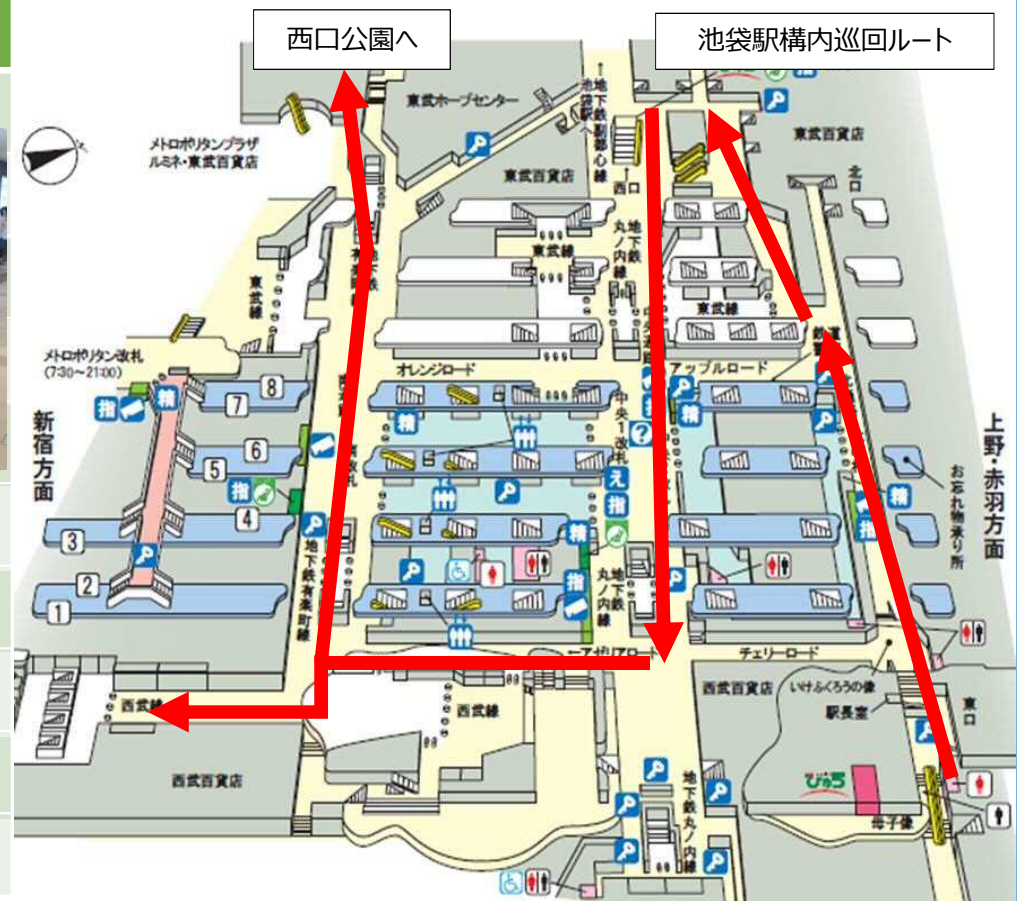
事業内容	<ul style="list-style-type: none">◆定期的に池袋駅構内や周辺の公園・路上をパトロールし、路上生活者の生活・健康状態を把握◆【警察署】防犯、地域の安全の確保◆【施設管理者（鉄道事業者・公園緑地課）】公共施設の適正利用の確保のための注意喚起等◆【福祉・健康部局】健康状態をチェックし、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づく福祉施策・相談窓口の紹介
参加団体	<ul style="list-style-type: none">◆池袋警察署 生活安全課◆東日本旅客鉄道株式会社（輪番制）◆西武鉄道株式会社（輪番制）◆東武鉄道株式会社（輪番制）◆東京地下鉄株式会社（輪番制）◆豊島区 公園緑地課・健康推進課・生活福祉課・西部生活福祉課
実施日時	毎月第3火曜日 午前10時00分から1時間程度
巡回箇所	<ul style="list-style-type: none">◆池袋駅構内◆池袋西口公園◆池袋駅前公園◆明治通り



【豊島区独自】合同パトロール巡回箇所

主な巡回箇所

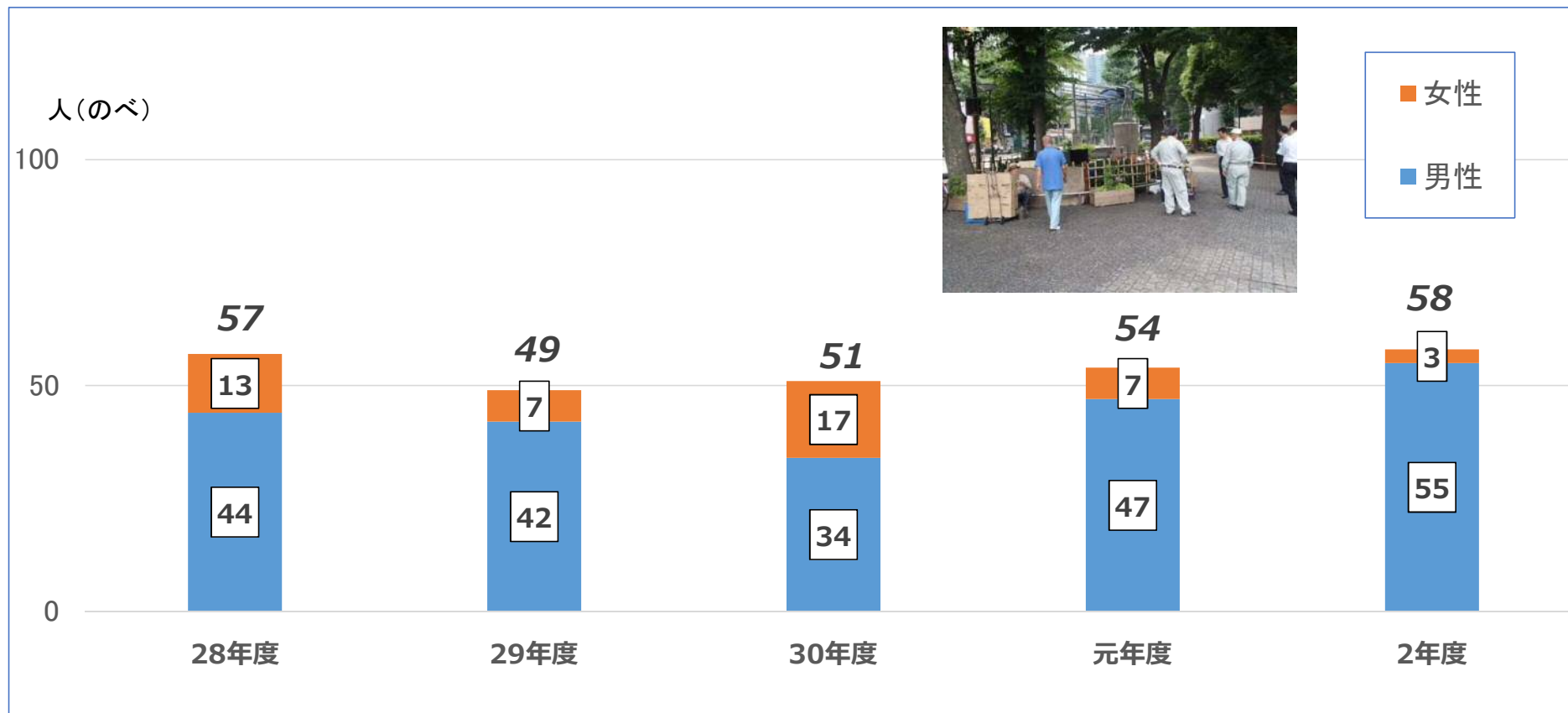
- ① JR池袋駅東口（集合）
- ② 北通路
- ③ 東武線改札前
- ④ 中央通路
- ⑤ アゼリアロード
- ⑥ 西武線改札前
- ⑦ 有楽町線改札前
- ⑧ 南通路
- ⑨ 池袋西口公園
- ⑩ JR池袋駅西口（解散）



【豊島区】合同パトロール 対応者数の推移（延べ人数）

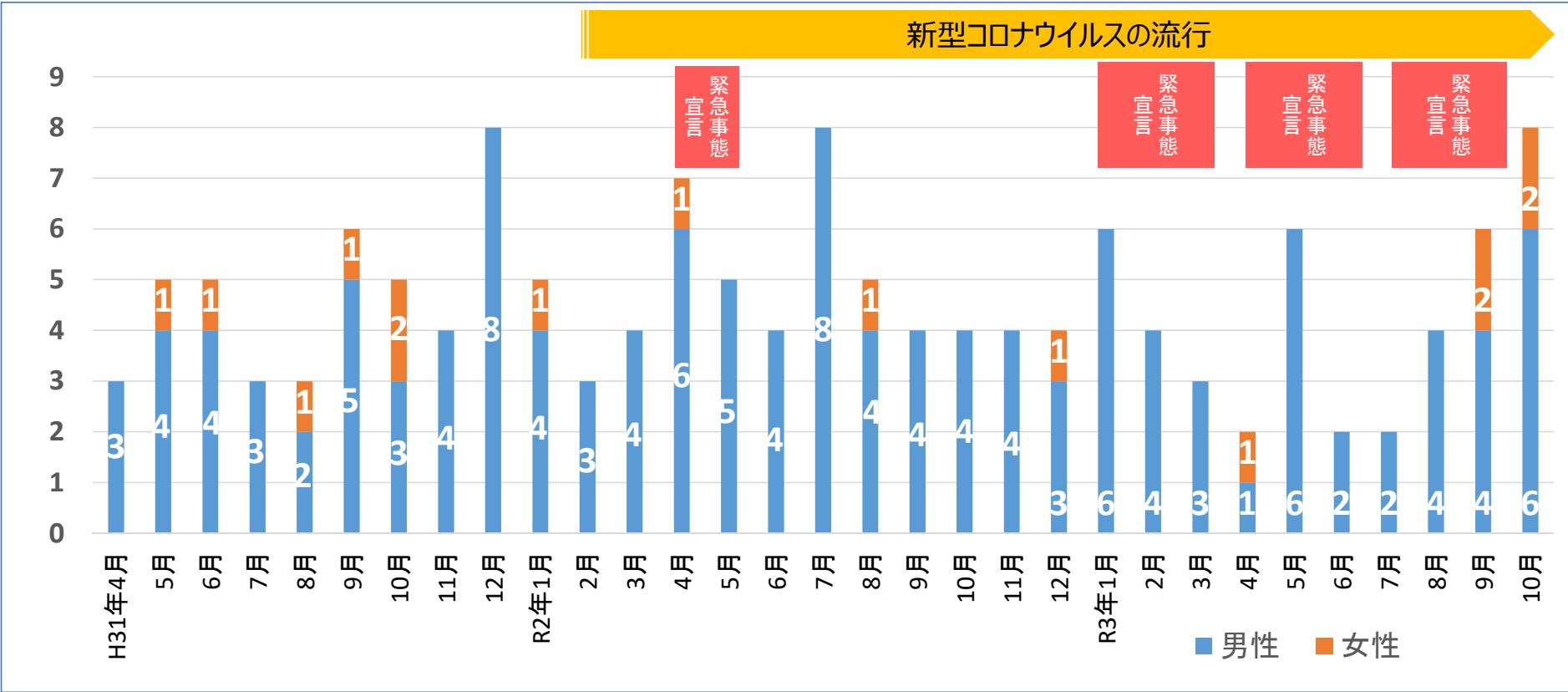
合同パトロールの過去5年間の推移（年間延べ人数）です。

豊島区の路上生活者概数調査結果と同じような動きとなっており、少ない状況で推移しています。



【豊島区】合同パトロール 令和元年度以降の月別対応者数推移

令和2年2月頃から新型コロナウイルスが流行し、失業者等が増加しているとの報道があるため、合同パトロールでの対応数の推移を見ていますが現在のところ大きな変化は見られません。引き続き、路上生活に至った経緯について聞き取りを実施していきます。



2021.12.10

豊島区路上生活者対策連絡会議

路上生活者対策連絡会議

【自立支援センター実施事業及び東京都事業】

自立支援センターについて

目的

特別区内の道路、公園、河川敷等で生活を余儀なくされている方や、こうした状態となるおそれのある方に対して、就労による自立と社会生活に向けた支援を行うために、特別区と東京都が共同で実施する事業。

設置

自立支援センターは、23区を5ブロックに分け、それぞれのブロックを構成する各区が5年ごとの順次交代制で設置する施設（現在は板橋区が所管）。

豊島区は第4ブロックに属し、構成区は豊島区、板橋区、杉並区、練馬区、中野区の5区である。

概要

名称：自立支援センター板橋寮、建物名称「プレミール板橋」

住所：板橋区栄町26-6

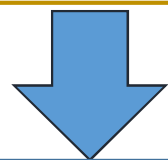
施設開設：令和3年3月23日（閉設：令和8年3月）

運営：特別区人事・厚生事務組合、運営委託先：社会福祉法人 東京援護協会

1. 巡回相談事業

概要

第4ブロック内の道路・公園・河川敷等で起居する方々の場所を相談員が巡回する事業です。1人ひとりの状況に応じて、生活、健康、就労及び路上生活からの脱却に向けた自立に対する面接相談を行います。また、必要に応じ生活保護制度の相談、各種福祉サービスの案内などを行う事業です。



【重点ポイント】

- 状況確認(安否確認)
- 面接相談(情報提供)
- 声かけ
(平成27年4月から1週間のペースで
看護師同行)



2. 緊急一時保護事業

概要

一時的な居場所の提供や健康回復、実情に応じた社会復帰を支援する事業です。

利用対象者は、特別区内に起居し、住居と仕事を失った方で、生活保護を受けずに就労自立を目指している方。施設は23区に5か所(ブロック別)にあり、所属するブロックの施設に入寮することになります。利用手続きは、各区担当窓口を利用の申し込みを行い、各区が承諾するときに利用できます。

期間は原則2週間(理由がある場合は2週間を限度として延長可)



【重点ポイント】

- 健康診断・健康チェック
⇒ 就労可能かを判断、心身状況のチェック
- 基礎アセスメント(分析)による方針決定
⇒ ・生活保護 ・自立支援事業移行 ・その他

3. 自立支援事業

概要

就労自立が可能と判断された方について、就労による自立、円滑な地域移行を支援する事業です。利用対象者は、原則として緊急一時保護事業でのアセスメントの結果、就労意欲があり、かつ心身の状況が就労に支障がないと認められた方。期間は緊急一時保護事業と併せて6か月です。



【重点ポイント】

○ 就労支援

⇒ ハローワーク登録、求職相談、履歴書作成支援 等

○ 生活支援

⇒ 生活全般に係る問題の相談

○ 法律相談

⇒ 借金問題等の相談

○ 住宅相談

⇒ アパート確保のための相談



【地域生活移行事業】

○ 自立支援住宅(借上アパート)での生活訓練

○ アパート契約支援

4. 地域生活継続事業

概要

自立退寮者のアフターケアを行う事業です。

自ら住宅を確保した後、地域での生活を継続し再び住居を失うことのないようにするため、定期的に生活・就労状況の把握、必要に応じて相談支援等のサポートを行います。利用期間は、原則として自立支援事業による支援終了後1年以内(必要に応じ一定の延長が認められる)です。



【重点ポイント】

○ 居宅訪問

(退寮後1か月を目安に訪問し、以後定期的に連絡を取り訪問を継続する。)

○ 板橋寮機関誌の発行

○ 同窓会(OB会)の開催

5. 支援付地域生活移行事業

概要

目的: 路上生活者が長期化・高齢化した者について、巡回相談、居住支援及び見守りを行うことで、路上生活を脱し地域で生活できるよう支援すること。

期間: 原則3か月とし、必要がある場合は6か月まで延長することができる。



【本事業のポイント】

- 路上生活が長期化し、高齢となった方が如何に居宅能力を復活させるか。また、生活に必要な生活用具を使うことができるよう日常生活訓練も重要。
⇒ 行政もサポートし対応することが求められる。
- 支援付住宅においての生活実態を把握し、地域生活に戻れるような環境を整えることが求められる。
- その上で、生活困窮者自立支援制度を所管する福祉総務課と生活保護制度を所管する生活福祉課・西部生活福祉課が連携し、引継ぎをスムーズに行うことが重要である。

6 (東京都) 緊急一時宿泊場所の提供

【概要】

緊急事態宣言によりインターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方への一時居住先については、都において住居喪失者不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）における一時利用住宅の拡充に加え、ビジネスホテルなど緊急的な一時宿泊場所を提供。

(豊島区対応期間) 令和2年4月11日(土)～令和3年9月30日(木)
 (対応人数) 186人
 (成果) 98人住居確保 (24人:無断退所、音信不通、友人宅へ)

○ 統計データ

性別	件数	割合	平均年齢	
男性	167	89.8%	男性	50.2
女性	19	10.2%	女性	45.9
合計	186	100.0%	全体	49.7

2020年7月22日(水)
 ハートネットTV「新型コロナと“貧困”」



豊島区の自立支援の相談窓口

年末年始対応

(豊島区対応期間) 令和2年12月21日(月)～令和3年2月7日(日)
 (対応人数) 83人



○ 出張相談チラシ

宿泊している皆様へ

今後の生活相談について
【豊島区くらし・しごと相談支援センター】

コロナウイルス感染症の第2波が懸念される中、徐々に経済活動も動いてきました。ちつとく6月30日(7月1日午前10時チェックアウト)の利用期限が迫っているため、今後の生活について方針を固めていきたいと思っております。
 必ず1回以上お会いしていただき、今後のことについて検討したい。と思っておりますので、是非下記の相談会でお話をいたしたく何卒お願い申し上げます。

【出張相談】日時:6月19日(金)13時～15時
場所:ホテルフロントそば(2階)
 ◎ 携帯電話をお持ちでない方はこの出張相談にて対応いたします。

相談窓口「くらし・しごと相談支援センター」
 住所:豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階西2
 電話:03-4566-2453
※出張相談の日時だと都合が悪い方は、お電話及びご来庁お待ちしております。

仕事を紹介してほしい
 お金もち増やしたい
 住居がない
 家賃減額がうまくいかない

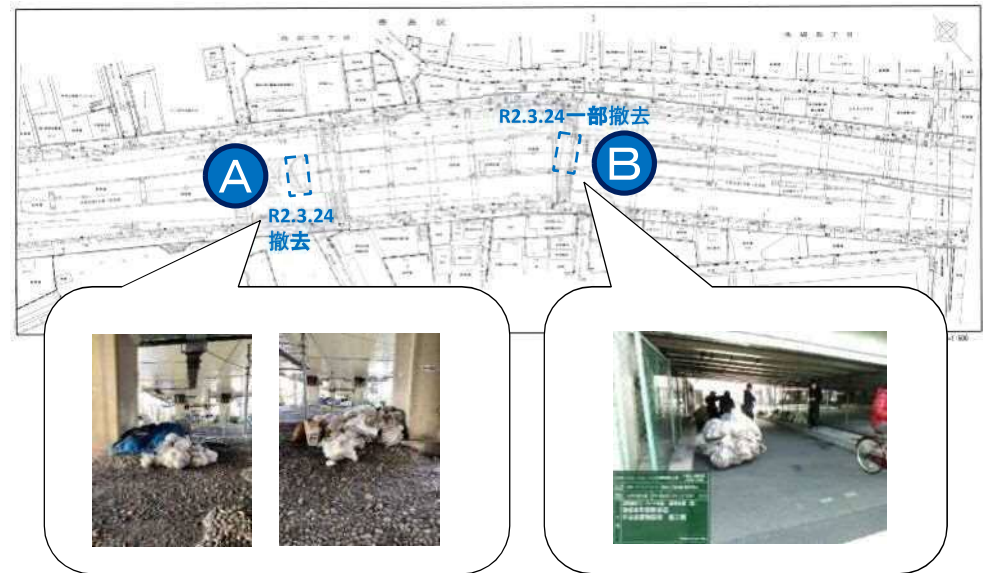
国道 254 号（川越街道）上の集積物処理対応について

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 万世橋出張所

国道254号(川越街道)対応の経緯

令和2年度

- ① 1月20日(水)苦情
(豊島区経由)ゴミと匂いがひどい。対応して欲しい。
- ② 3月19日(金)苦情
(豊島区経由)ゴミと匂いがひどい。対応して欲しい。
- ③ 3月24日(火)現地立会+撤去
路上生活者と接触、以下のとおり調整。
 - ・Aの場所に置いていたゴミは自分のものではない。→撤去
 - ・Bの場所に置いている缶は売る予定なので捨てないで欲しい。
→いるものといらないものを分けさせて撤去



令和3年度

- ④ 4月15日(木)国道現地確認
- ⑤ 4月20日(火)苦情(同日に2件)
 - ・ゴミと匂いがひどい。対応して欲しい。
- ⑥ 4月20日(火)苦情(同日に2件)
 - ・ゴミと匂いがひどい。対応して欲しい。
- ⑦ 6月3日(木)苦情
 - ・ゴミと匂いがひどい。対応して欲しい。
- ⑧ 6月10日(木)貼り札設置
※何度か現地でお話しようと試みるも路上生活者不在。
置き手紙にて立会依頼(6月11日10:00~)
- ⑨ 6月11日(金)現地確認
 - ・路上生活者不在で会話できず。
 - 集積物が歩道空間を犯していることを確認
 - ※警察署と調整。
- ⑩ 6月22日(火)「R3.6.23撤去通告」貼り札設置
- ⑪ 6月23日(水)撤去執行



集積物の処理対応について(R3.3.24撤去状況)

①撤去前



②撤去前



集積物の処理対応について(R3.3.24撤去状況)

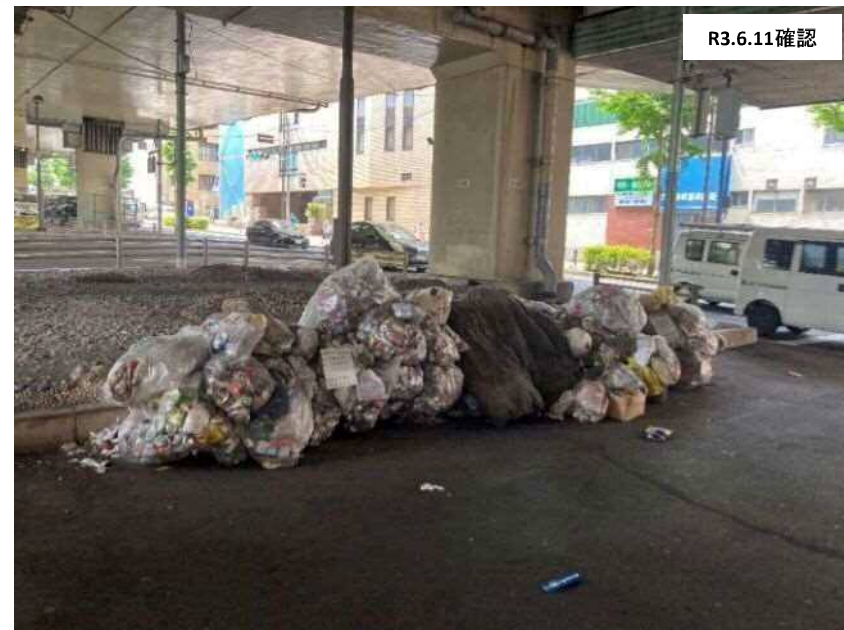
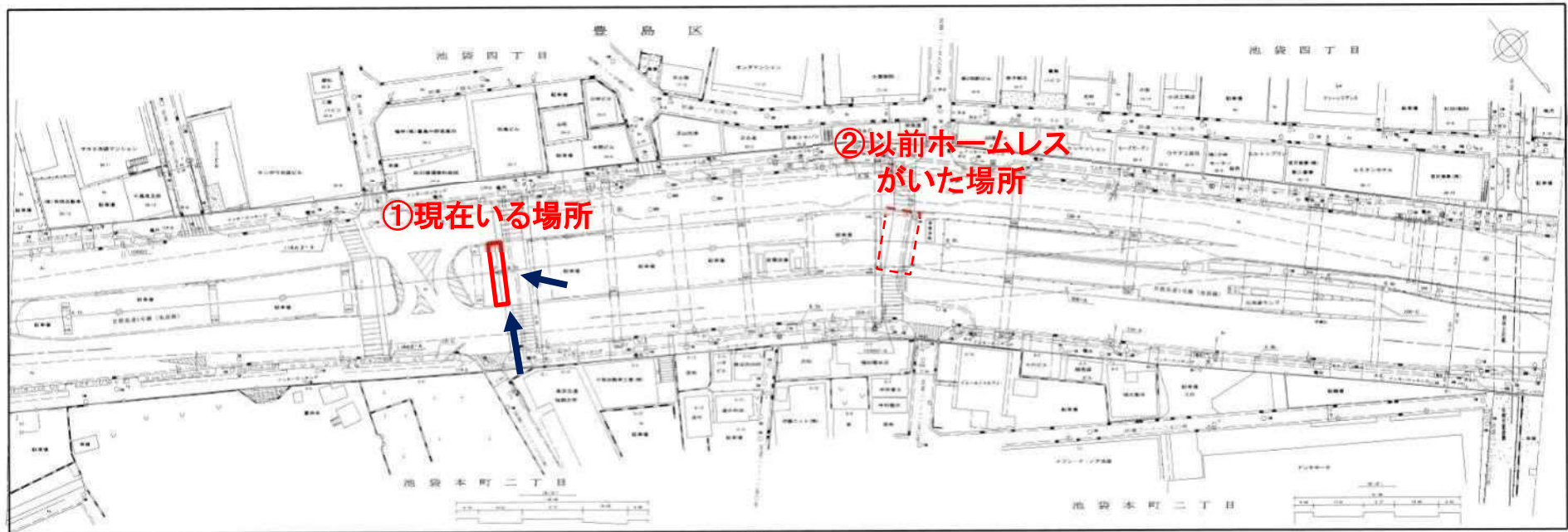
①撤去後



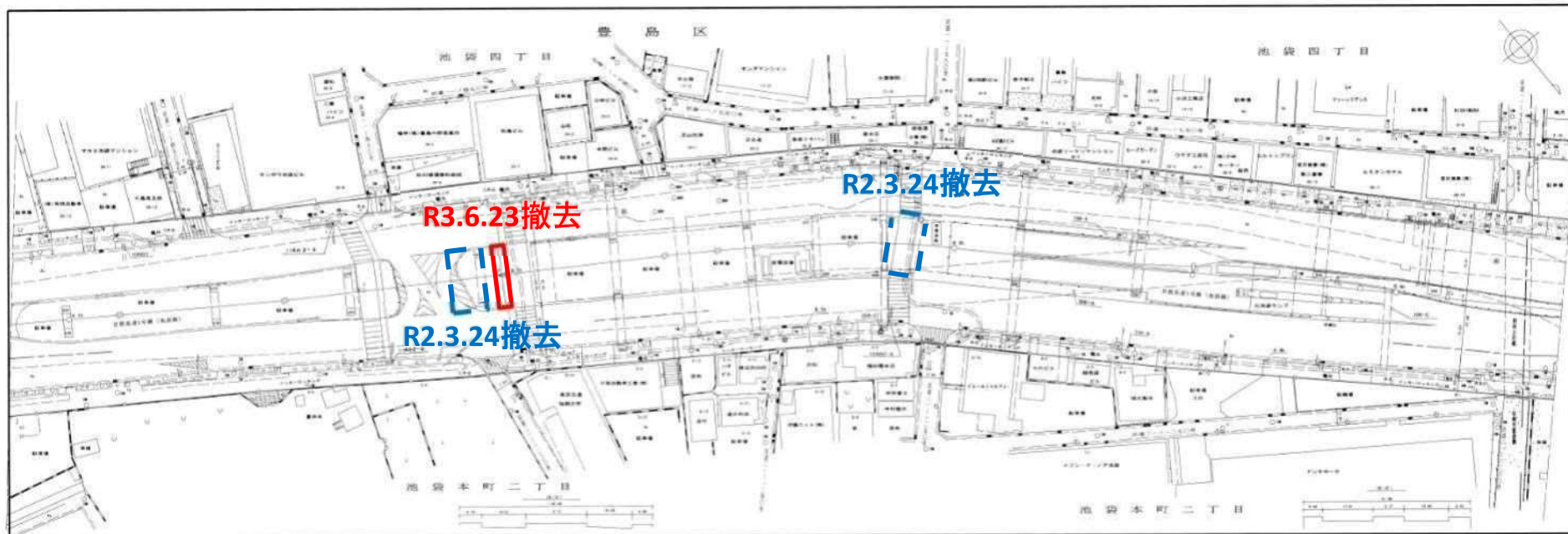
②撤去後



集積物の処理対応について



集積物処理対応について(R3.6.23撤去状況)



平成二十年三月補正 第三号 池袋地区の都市計画図

254-20

S=1:500



相談(お願い)事項について

今年初めより豊島区民の声をお受けして、対策完了に半年要しました。

この間、集積物は歩道空間を占用しており、一概に不法占用物として安易に撤去できず、路上生活者への理解を得ることに大変苦慮し、時間と労力を要しました。

また、春先から初夏にかけて気温の上昇とともに当該空間の環境も悪化し、通行人からの度重なる苦情とともに現地確認と指導を繰り返し、貴区にも相談申し上げたところです。

終盤は集積物量が飽和状態となり、路上生活者の不在も続き、警察署と調整の上、撤去の運びとなりました。

再発防止のため、巡回徹底及び路上で起居する方々を発見した際は声がけなど引き続き図って参りますが、一機関の対応では限界があります。

快適、清潔な環境を維持するため、関係者相互の情報交換及び調整を初期に図ることで改善対応も迅速に、かつ、路上生活者への保護・更生のため、一層の協力体制を望みます。

令和4年度 豊島区 合同パトロールについて

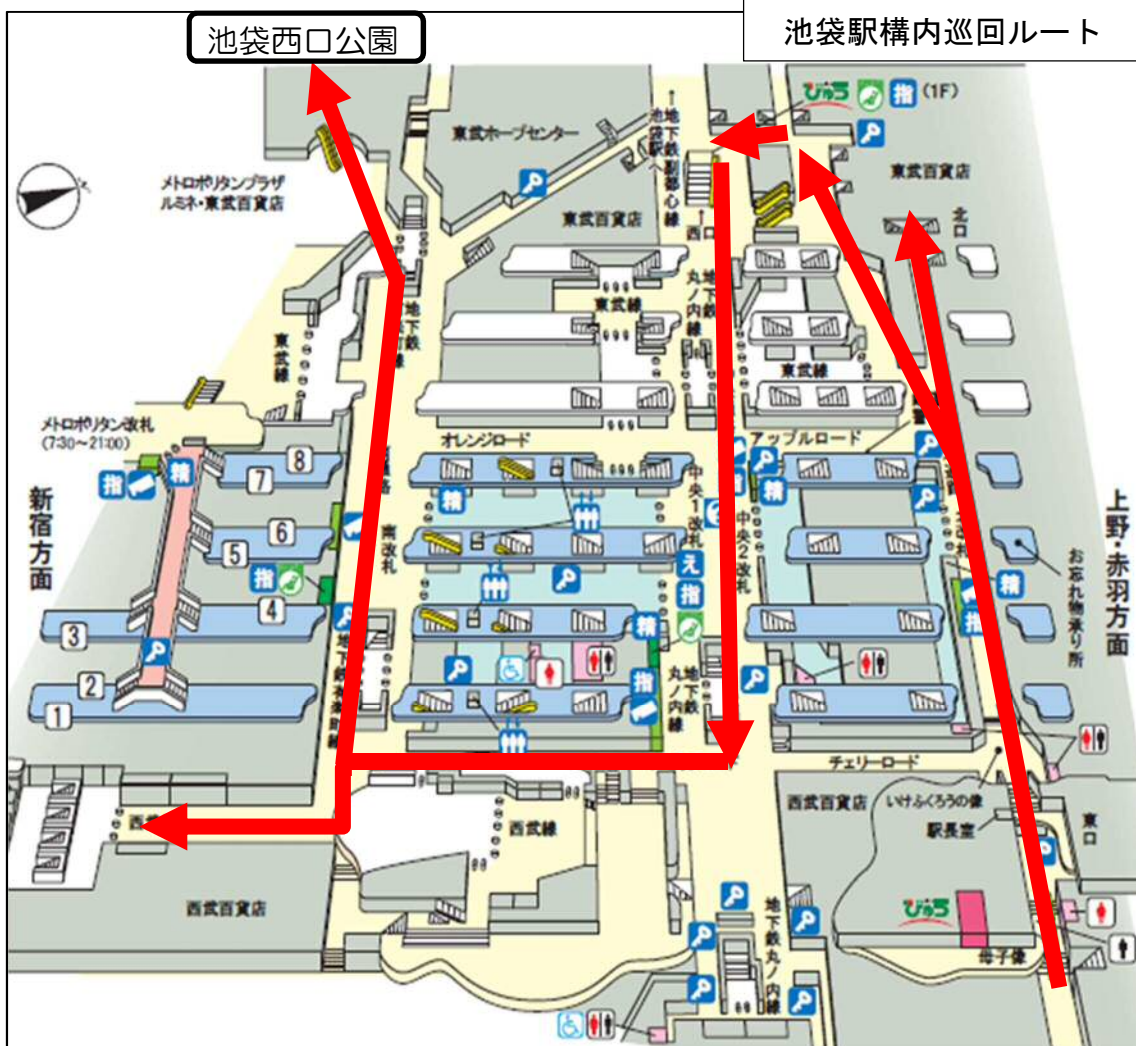
1 参加団体及び役割

路上生活者の自立支援	豊島区 保健福祉部 生活福祉課・西部生活福祉課	
公共施設の 適正利用	池袋駅	鉄道事業者※（東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社）
	公園	豊島区 都市整備部 公園緑地課
地域の安全確保	池袋警察署 生活安全課	
路上生活者の健康状態	池袋保健所 健康推進課（不定期）	

※鉄道事業者は、2事業者が輪番で参加。（詳細は、裏面のとおり）

2 巡回ルート（池袋駅構内及び池袋西口公園）

① JR池袋駅東口【集合】	⑥ 西武線改札前
② 北通路	⑦ 有楽町線改札前
③ 東武線改札前	⑧ 南通路
④ 中央通路	⑨ 池袋西口公園
⑤ アゼリアロード	⑩ JR池袋駅西口【解散】



3 実施日時

実施日	毎月 第3火曜日
実施場所	午前10時00分～11時00分（予定） （集合時間：午前9時50分）
集合場所	JR池袋駅 東口 R・ベッカーズ前

日 程			参 加 団 体				
年	回	実 施 日	池 袋 駅 管 理		公 園 管 理	自 立 支 援	安 全 確 保
令和4年度	1	4月19日（火）	J R	東 武	豊 島 区 公 園 緑 地 課	豊 島 区 豊 島 区 西 部 生 活 福 祉 課 生 活 福 祉 課	池 袋 警 察 署 生 活 安 全 課
	2	5月17日（火）	メトロ	西 武			
	3	6月21日（火）	J R	東 武			
	4	7月19日（火）	メトロ	西 武			
	5	8月16日（火）	J R	東 武			
	6	9月20日（火）	メトロ	西 武			
	7	10月18日（火）	J R	東 武			
	8	11月15日（火）	メトロ	西 武			
	9	12月20日（火）	J R	東 武			
	10	1月17日（火）	メトロ	西 武			
	11	2月21日（火）	J R	東 武			
	12	3月21日（火）	メトロ	西 武			

※ご欠席の場合は、事前に担当までご連絡をお願いいたします。

【お問合せ】

豊島区 保健福祉部 生活福祉課 援護グループ 担当 甲斐
TEL 03-3981-1292（直通）
FAX 03-3981-4849

豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱

平成21年9月19日
保健福祉部長決定

	制定	平成5年3月31日
改正	平成8年3月25日	平成9年3月28日
	平成10年3月6日	平成12年3月8日
	平成14年5月14日	平成16年4月1日
	全部改正	平成21年9月19日
改正	平成22年4月1日	平成23年9月1日
	平成25年4月1日	平成25年10月1日
	平成26年4月1日	平成27年10月1日
	平成28年10月31日	平成29年11月15日
	平成30年11月14日	令和元年11月14日
	令和2年1月9日	令和2年11月6日
	令和3年10月8日	

(目的)

第1条 路上生活者に保護・更生の機会を提供し、明るく清潔な環境づくりを推進するため、情報の交換及び関連諸団体相互の調整を図ることを目的として、「豊島区路上生活者対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各団体における路上生活者の実態の把握及び対策についての情報交換に関すること。
- (2) 合同パトロール（池袋駅構内とその周辺の公園を管理する責任団体等が合同で実施し、路上生活者に対し指導及び関係団体の紹介を行うこと）に関すること。
- (3) 路上生活者特別対策に関すること。
- (4) その他連絡会議が必要と認めたこと。

(構成)

第3条 連絡会議に会長を置き、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 連絡会議の構成員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公共交通事業者
- (2) 池袋駅周辺の大規模集客施設事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 警察・消防等行政関係者
- (5) その他関係団体に属する者
- (6) 区職員 治安対策担当課長、福祉総務課長、自立促進担当課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、生活衛生課長、健康推進課長、ごみ減量推進課長、豊島清掃事務所長、土木管理課長及び公園緑地課長

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 連絡会議は、議題に応じて、書面等により審議する。

(幹事)

第5条 連絡会議の円滑な運営を図るため、別表1に掲げる幹事を置く。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、保健福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月19日から施行する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区路上生活者対策連絡会議設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月14日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年11月14日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

別表1（第5条関係）

幹事	警視庁 池袋警察署 生活安全課長
	東日本旅客鉄道株式会社 池袋駅長
	豊島区 保健福祉部生活福祉課長
	同 池袋保健所生活衛生課長
	同 池袋保健所健康推進課長
	同 都市整備部公園緑地課長